

## 第2回の課題

2017年10月5日

A（80歳）には妻B（79歳）があり、また、嫡出子C（60歳）・D（55歳）がいる。A・Bの身の回りの世話は、A・Bと同居しているDとその妻Eが面倒をみていた。D夫婦に子はいない。

2017年4月20日、Dは、日ごろから付き合いのある不動産業者Xとの間で、Aが所有する甲土地を2000万円に売却する契約を結んだ。契約にあたっては、Aが甲の売却のため代理権をDに授与した旨を記した委任状、実印、印鑑登録証明書、甲の登記済証が示された。契約交渉の際に、Dは、これらの証書等を用いてAの代理人として行為したが、実は、この委任状は巧妙に偽造されたものであり、また、登記済証もDがAの目を盗んでAのもとから持ち出したものであった。甲の売買代金は、すでにXからDに支払われ、また、甲についてはAからXへの売買を原因とする所有権移転登記がされた。甲は、その時点でもなおAらが占有していた。

続いて次の(1)または(2)の事態が生じた場合について答えなさい。

- (1) 2017年5月7日に、Aが病気で急死した。現在は、2017年10月4日である。Xは、誰に対して、どのような請求をすることができるか。なお、死亡したAは、遺言を残していない（参考判例1・3・4）。
- (2) 2017年5月7日に、Dが病気で急死した。その直後に、Aは、上記売買の事実を知った。同年6月1日に、Aも死亡した。現在は、2017年10月4日である。Xは、誰に対して、どのような請求をすることができるか。なお、死亡したDおよびAは、いずれも遺言を残していない（参考判例2・3・4）。

- (参考判例)
- |   |                         |          |
|---|-------------------------|----------|
| 1 | 最判昭40年6月18日民集19巻4号986頁  | <LEX/DB> |
| 2 | 最判昭63年3月1日判時1312号92頁    | <LEX/DB> |
| 3 | 最判平5年1月21日民集47巻1号265頁   | <LEX/DB> |
| 4 | 最判平10年7月17日民集52巻5号1296頁 | <LEX/DB> |

### 【出典】

潮見佳男「無権代理と相続」千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編『Law Practice 民法総則・物権編 [第3版]』（商事法務、2017年。以下ではロープラ で引用）127頁の関連問題を基礎に、一部を修正。

### 【参考判例と文献】

ロープラ 122頁以下に引用されているもののほかは、各人で参考判例と文献を調べること。

### 【課題内容】

次の仕様に従った起案をワードまたは一太郎で作成して、前日の4日（水）18時までに、tbe00600@fc.ritsumei.ac.jpに送付すること。

- |         |  |                     |
|---------|--|---------------------|
| ファイル名   | 氏名と年月日の8桁の数字   | 例 松岡久和20171004.docx |
| フォーマット  | 40字×30行。文字サイズは10.5ポイント（デフォルトのはず。括弧内は小さくしてもよい）、文字飾りを用いない。   |                     |
| 必要的記載事項 | 冒頭に「第2回講義起案」のタイトル及び（改行して右寄せで）氏名を書き、1行空けて本文を書くこと。<br>答案練習とは違うので、判例は本文中に（上記参考判例は、参考判例1～4という略記でよい）、参考文献は、文献引用の標準に沿って、末尾に明示すること。 |                     |
| 起案の長さ   | 特に制限しない。   |                     |
| メール表題   | 第2回課題（氏名）  |                     |